47

沖縄県

■ 沖縄振興特別措置法等による優遇措置

〈主な立地企業に対する税制上の特例措置〉

(1)経済特区制度(国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域)

根拠等:沖縄振興特別措置法、租税特別措置法、関税法、地方税法 等

区　分		制定年月	対象者・その他要件	対象地域	内　容
国税(①～③いずれかを選択)	① 所得控除制度	地域指定等 S62.12.9 H11.3.31 H24.4.1 H26.6.18 R4.8.1 R7.4.1	・対象事業(製造業、倉庫業、機械等修理業、無店舗小売業、航空機整備業)を専ら営む法人であること ・新設法人であること ・常時雇用者数が 15 名以上 ・沖縄振興特別措置法に基づく「知事の特定国際物流拠点事業認定」及びを受けること など	国際物流拠点産業集積地域(那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区(那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の一部)、うるま・沖縄地区(中城湾新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)、南風原・八重瀬地区(南風原町、八重瀬町の一部)	・設立後 10 年間、法人課税所得の 40%を免除 (法人事業税、住民税、法人税割も同様)
	②投資税額控除制度		・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、機械等修理業、無店舗小売業、不動産賃貸業 ・機械及び装置 100 万円、建物及びその附属設備 1,000 万円を超える新増設 ・沖縄振興特別措置法に基づく「知事の措置実施計画認定」及び「主務大臣の確認」を受けること	国際物流拠点産業集積地域	・設備取得価額のうち、機械及び装置については 15%、建物及びその付属設備については8%を法人税額から控除 ・法人税額の 20%限度、繰越4年、取得価格の上限額は 20 億円
			・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、自然科学研究所、電気業、特定のガス供給業 ・機械及び装置、器具及び備品 100 万円以上の新増設 ・建物及びその附属設備 1,000 万円以上の新増設	産業イノベーション促進地域 (沖縄県全域)	・設備取得価額のうち、機械及び装置、器具及び備品については 15%、建物及びその付属設備については8%を法人税額から控除 ・法人税額の 20%限度、繰越4年、取得価格の上限額は 20 億円
	② 特別償却制度		・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、機械等修理業、無店舗小売業、不動産賃貸業、航空機整備業 ・機械及び装置 100 万円、建物及びその附属設備 1,000 万円を超える新増設 ・沖縄振興特別措置法に基づく「知事の措置実施計画認定」及び「主務大臣の確認」を受けること	国際物流拠点産業集積地域	・設備の取得価額のうち、機械及び装置については 50%、建物及びその付属設備については 25%を特別償却
			・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、自然科学研究所に属する事業、電気業、特定のガス供給業 ・機械及び装置、器具及び備品 100 万円以上の新増設 ・建物及びその附属設備 1,000 万円以上の新増設	産業イノベーション促進地域 (沖縄県全域)	・設備の取得価額のうち、機械及び装置、器具及び備品については 34%、建物及びその付属設備については 20%を特別償却 ・取得価格の上限額は 20 億円
関税	関税の課税選択制度		・沖縄振興特別措置法に基づく「事業認定」を受けること	国際物流拠点産業集積地域	・保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き、原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる
	保税地域許可手数料の軽減制度				・保税工場、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される

地方税	法人事業税の課税免除制度		・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、自然科学研究所、電気業、特定のガス供給業 ・機械、装置等で 100 万円を超える新増設:固定資産税 ・機械、装置等で 500 万円を超える新増設:法人事業税 ・機械、装置等で 1,000 万円を超える新増設:事業所税 ・減価償却資産で 1,000 万円を超える新増設: 法人事業税、不動産取得税、固定資産税 ・建物等で 1 億円以上の新設:事業所税	産業イノベーション促進地域 (沖縄県全域)	法人事業税の一部を課税免除(5年間)
	不動産取得税の課税免除制度				・不動産取得税が一部課税免除 ・直接その事業の用に供する部分のみ ・土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る
	固定資産税の課税免除制度				・各市町村の条例により、固定資産税を一部課税免除(5年間) ・土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る
	事業所税の課税免除 ※事業所税制度は那覇市のみ		・製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、機械修理業、無店舗小売業、不動産賃貸業、航空機整備業 ・機械、装置等で 100 万円、建物及びその附属設備 1,000 万円を超える新増設 ・沖縄振興特別措置法に基づく「知事の措置実施計画認定」及び「主務大臣の確認」を受けること	国際物流拠点産業集積地域	・機械装置等の取得価格 1,000 万円以上もしくは、建物の取得価格合計が1億円以上の新設の場合事業所税を一部課税免除(5年間)

(2) 経済特区制度 (情報通信産業特別地区・情報通信産業振興地域・経済金融活性化特別地区)

根拠等 : 沖縄振興特別措置法、租税特別措置法、関税法、地方税法 等

根拠・制度名		制定年月	対象者・その他要件	対象地域	内　容
国税	①所得控除制度 ※情報通信産業特別地区の場合は、②との選択制 ※経済金融活性化特別地区の場合は、②と③との選択制	地域指定等 H24.5.24 (情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域) H26.4.10 (経済金融活性化特別地区)	沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人 (事業認定要件) ・対象事業(データセンター、インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクスチェンジ、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)情報セキュリティサービス業)を専ら営む法人であること ・対象地域内で H24.5.24 以降に新設された法人であること ・常時使用する従業員数が5名以上　など	情報通信産業特別地区 (那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市)	・法人設立後 10 年間、「対象事業から得られた法人所得×40 %」を損金に算入
			沖縄県知事の事業認定を受けた青色申告法人 (事業認定要件) ・対象事業(金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等)を主として営む法人であること ・対象地域内で H26.4.10 以降に新設された法人であること ・常時使用する従業員数が5名以上　など	経済金融活性化特別地区 (名護市)	・法人設立から10年間、「法人所得×40%×(経済金融活性化特別地区内の常時従業員数／法人全体の常時従業員数)」を損金に算入
	③　投資税額控除制度 ※情報通信産業振興地域制度の場合は、①との選択制 ※経済金融活性化特別地区の場合は、①と③との選択制		情報通信産業振興措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受け下記の対象産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円超 ②特定の器具・備品等の取得価額の合計額が 100 万円超 (対象事業) 情報記録業(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業、電気通信業、放送業(有線放送業含む)、映画・放送番組製作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業	情報通信産業振興地域 (那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、南城市、恩納村、金武町)	・特定の器具・備品等の取得価額の15%、建物及びその附属設備の8%を法人税額から控除 ・控除額は法人税額の 20%限度、繰越4年(措置実施計画期間内に限る)、取得価格の合計額の上限額は 20 億円
	④　特別償却制度 ※①と②との選択制		沖縄県知事による措置実施計画の認定を受け、下記の対象産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円超 ②特定の器具・備品等の取得価額の合計額が 50 万円超 (対象事業) 金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等	経済金融活性化特別地区	・特定の器具・備品等の取得価額の50%、建物及びその附属設備の25%を特別償却

	⑤　エンジェル税制		（企業要件） ・経済金融活性化特別地区の区域内に設立されていること ・経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けていること ・中小企業基本法上の中小企業者であること ・設立から10年以内であること ・大規模法人及びその子会社等の所有に属さないこと ・未登録・未上場の株式会社であること ・特定株式投資契約を締結する株式会社であること ・沖縄県知事の指定を受けた「指定会社」であること （投資家要件） ・指定会社の株式を金銭の払い込みにより取得していること ・投資先企業が同族会社である場合、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が50%以上になる時における株主グループに属していないこと	経済金融活性化特別地区 （名護市）	対象企業へ投資を行った<u>個人に対する優遇措置</u> （投資した年に受けられる優遇措置）※①②のいずれかを選択 ①　「対象企業への投資額-2,000円」をその年の総所得金額から控除 ②　対象企業への投資全額をその年の株式譲渡益から控除 （売却した年に受けられる優遇措置） 対象企業の株式売却により生じた損失を（その年のほか、）翌年以降３年にわたり順次株式譲渡益と通算（相殺）可能
地方税	法人事業税の課税免除制度		情報通信産業振興措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受け 1,000 万円超の対象産業の用に供する設備を新・増設した法人（情報通信産業地域） 沖縄県知事による措置実施計画の認定を受け、1,000 万円超の対象産業の用に供する設備を新・増設した法人（経済金融活性化特別地区）	①情報通信産業振興地域 ③　経済金融活性化特別地区	法人事業税の一部を課税免除（5年間（措置実施計画期間内に限る）） ・土地・家屋に係る不動産取得税の一部を課税免除 ・対象産業の用に供する設備に係る固定資産税を課税免除（5年間（措置実施計画期間内に限る））
	不動産取得税の課税免除制度		情報通信産業振興措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受け 1,000 万円超の対象産業の用に供する土地・家屋を取得した法人（情報通信産業地域） 沖縄県知事による措置実施計画の認定を受け 500 万円超の対象産業の用に供する土地・家屋を取得した法人（経済金融活性化特別地区）		
	固定資産税の課税免除制度		情報通信産業振興措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受け ①　減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円 ②　器具・備品等の取得価額の合計額が 100 万円 の対象産業の用に供する設備を新・増設した法人（情報通信産業地域） 沖縄県知事による措置実施計画の認定を受け、下記の対象の用に供する施設の設備を新・増設した青色申告法人（経済金融活性化特別地区） ②　減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円超 ③　器具・備品等の取得価額の合計額が 50 万円超		
	事業所税の課税免除制度（那覇市のみ）		情報通信業務に供する 1,000 万円以上の機械等、1億円以上の建物等を新設した法人	情報通信産業振興地域	事業に係る事業所税 資産割の課税標準の対象床面積を5年間 1／2

〈補助金・助成金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					対象事業等	補助額等	限度額等
地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)	H29.4 名称変更	事業主	① 沖縄県内で事業所の設置・整備を行うこと(費用が契約1件あたり20万円以上で、合計額が300万円以上(中小企業主の場合は100万円以上)) ② 沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れ、その定着を図ること	沖縄県内	支給した賃金の一部	・厚生労働大臣の定める方法により算出した賃金に相当する額の1／3(大企業は1／4)	・1人につき年間120万円まで ・助成期間は年2回、1年間(労働者の定着状況が優良な事業主の場合はさらに2年間)
地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)		事業主	① 事業所を設置・整備を行うこと(対象費用1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上) ② ハローワークなどの紹介により雇入れ日時点で県内に居住する求職者を3人(創業の場合2人)以上、継続して雇用する労働者として雇い入れること	雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域内	設置、整備に要した費用	投資額300万円以上1,000万円未満	雇用人数に応じて50万円～300万円(創業の場合は100万円～600万円)
						投資額1,000万円～3,000万円未満	雇用人数に応じて60万円～400万円(創業の場合は120万円～800万円)
						投資額3,000万円～5,000万円未満	雇用人数に応じて90万円～600万円(創業の場合は180万円～1,200万円)
						投資額5,000万円以上	雇用人数に応じて120万円～800万円(創業の場合は240万円～1,600万円)

〈融資〉 融資元:沖縄開発金融公庫

根　拠:沖縄振興特別措置法 等

条例名・制度名			制定年月	対象者	融資条件等(R5.4月現在)		
					融資限度額	返済期間(最長)	うち据置期間　(最長)
産業開発資金	国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興		H24.4	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を営む者又は沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う者	所要資金の7割	25年以内	5年以内
	沖縄情報通信産業支援		H24.4		所要資金の7割	20年以内	3年以内
中小企業資金	国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	設備資金	H24.4	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において対象事業を営む者	7億2,000万円	20年以内	5年以内
		長期運転資金			2億5,000万円	7年以内	3年以内
	沖縄情報通信産業支援貸付	設備資金	H24.4	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において ・情報通信関連事業を行う者 ・情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者	7億2,000万円	20年以内	3年以内
		長期運転資金			2億5,000万円	7年以内	2年以内
生業資金	国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	設備資金	H24.4	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において対象事業を営む者	7,200万円	20年以内	5年以内
		長期運転資金			4,800万円	7年以内	3年以内
	沖縄情報通信産業支援貸付	設備資金	H24.4	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において ・情報通信関連事業を行う者 ・情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者	7,200万円	20年以内	3年以内
		長期運転資金			4,800万円	7年以内	2年以内